

2020年5月7日

課外活動団体に所属する学生の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う課外活動の禁止について（4月9日付通知の期間延長）

関東学院大学
学生生活部長 施 桂栄

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による、国の「緊急事態宣言」の期間延長に伴い、2020年4月9日（木）から5月6日（水）までの間、禁止していた課外活動の禁止措置を、下記のとおり5月31日（日）まで延長することとしました。

本学学生及び関係者の皆さんの安全を守り、感染を広げないという社会的責任を果たすための措置ですので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、課外活動の禁止措置は、政府による今後の発表や感染拡大の状況によって、再度延長することや、緊急事態宣言の解除等により、制限を緩和することがありますので、大学公式 Web や KGU ポータルなどのお知らせは毎日チェックするようにしてください。

対 象：すべての公認団体及びサークル

期 間：2020年5月31日（日）迄

措置内容：通常の活動、練習、対外練習試合、合宿、遠征など学内外での活動を全て禁止とする

以 上